

資料 1

仕様書

1 業務名

令和 8 年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、第 2 次屋久島町観光基本計画に基づき、「自然と暮らしが共生する世界自然遺産の島」としてのブランド価値を高め、持続可能かつ、訪れることで地域や自然がより良くなる再生型観光まちづくりにつなげるものとし、国内市場において屋久島町の魅力を効果的に発信し、観光需要の喚起及び観光客数の増加を図るとともに、閑散期の誘客促進、滞在日数の延伸及び関係人口の拡大を目指すことを目的とする。

4 業務内容

屋久島町（以下「本町」という。）の魅力を効果的に発信し、認知度向上および誘客促進を図るため、次の業務を実施すること。

（1）観光情報の発信

観光地としての認知度向上、山（縄文杉）だけでなく海や川、里の歴史・文化・食・地域イベント等の魅力発信や誘客に資するような「旅マエ観光情報」の発信を実施すること。

旅行雑誌や WEB メディアへの掲載、インフルエンサー等による Instagram や YouTube 等の SNS を活用した情報発信を行い、屋久島町公式観光サイトへの誘導にも繋げる。（情報発信において、屋久島町公式 YouTube チャンネルに掲載している屋久島町観光 PR 動画（A Fulfilling Journey・世界自然遺産登録 30 周年記念映像・やくしまじかん）を利用して差支えない。）

①対象地域

首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、愛知県、静岡県、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）、福岡県、鹿児島県とする。

②ターゲット

特定の年齢層や性別にとらわれず、屋久島の自然へのリスペクト（マナー意識）を持ち、島内での消費単価が高い旅行者や、地域との交流を深めるリピーターへと繋がるような方をターゲットとする。

③情報発信の媒体

WEB 媒体を原則とするが、他に高い効果が期待される情報発信手法がある場合は、当該手法を提案すること。また、インプレッション数やリーチ数等について、目標設定および根拠を示すこと。

④情報発信の時期

令和9年1月上旬までに情報発信を開始すること。

(2) プロモーションの実施

①リアルイベントの開催

令和9年3月までに首都圏等の本町への国内旅行者の誘客が期待できる地域において、屋久島の認知度向上及び旅行意向の醸成に繋がる効果的なプロモーション（土日を含む2日間以上）を開催すること。イベント実施にあたっては、単なる観光パンフレットの配布等にとどまらず、屋久島の自然、文化、食、観光、農林水産業、島の暮らし等を来場者に直接感じてもらえる内容とすること。（町内の観光事業者、農林水産事業者、ガイド等の連携を図り、屋久島の「人」の魅力も伝えること。）

イベント内容や実施場所等、費用対効果を十分に考慮したうえで選定し、効果的な誘客に繋がるPR手法を提案することとし、集客目標数を設定すること。

②リアルイベントに代わる提案

リアルイベント以外であっても、屋久島への国内旅行者の誘客、認知度向上及び旅行意向の醸成について、リアルイベントと同等以上の効果が期待できると考えられる場合は、これに代わる効果的なプロモーションを提案することができる。

ただし、リアルイベントに代わる提案を行う場合は、なぜリアルイベントよりも効果的であると考えなのか、その根拠、ターゲット、期待される効果、KPI 及び実施方法を具体的に示すこと。

(3) その他

提案限度額の範囲内において、本事業に有効となる取組みがある場合は、当該取組みも提案すること。

5 実績報告

(1) 実績報告書の作成・提出

業務委託の終了後、内容を記録し、効果を検証した報告書を作成のうえ、紙媒体2部及び電子記録媒体を屋久島町に提出すること。

(2) 提出先

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町観光まちづくり課 観光推進係 宛て

6 完了検査

業務委託の完了検査は、実績報告書により行う。

7 実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため責任者を配置し、町との連絡調整を密に行うこと。

8 留意事項

- (1) 世界自然遺産の価値及び自然環境への配慮を十分行うこと。
- (2) 著作権等の権利関係を整理し、成果物は原則として町に帰属するものとする。
- (3) 業務の実施にあたり個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。

9 業務の履行その他特記事項

- (1) 業務委託の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本町にその損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務委託に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者負担とする。
- (3) 受託者は、業務委託の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、委託事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守すること。
- (6) 受託者は、事故や業務上の課題などが発生した場合には、速やかに本町に報告すること。
- (7) 受託者は、業務委託に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (8) 受託者は、業務委託の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際には、協力すること。
- (9) 業務委託について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、本町と受託者で協議の上、決定する。
- (10) 業務委託に係る内容は、本町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (11) 業務委託の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (12) 受託者は、業務委託を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、本町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務委託以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議の上決定するものとする。